

★その1に続いて、提出した意見書は下記です。

#### A. 除去土壌の処分先について

1. 特措法施行令第二条に関する告示案として下記がある。全国で令和7年4月1日から汚染土壌を処分するという内容であり、この告示は下記の理由から取り下げるべきである。

一 除去土壌の処分を行う区域

全国の区域

二 除去土壌の処分の開始の日

令和七年四月一日

施行令第二条とは、国が福島県及び関係市町村に代わって除去土壌を処分するための規定を環境大臣が定めるという条項である。今回の告示で環境大臣は、除去土壌を令和7年4月1日から全国で処分するという告示である。これでは福島県外で最終処分するという法的根拠を逸脱すると通常は考えるが、巧みに仕掛けられた上での告示であり、国民、福島県民を騙す告示と言わざるを得ない。即刻、この告示案は取り下げるべきである。

2. この点について、先の前発ゼロの会と環境省との ZOOM の質疑応答で、私は、福島県、中間貯蔵施設のある大熊町、双葉町等と協議をしているのかと質問した。これに対しての環境省担当者の回答は協定書に基づいて協議している旨の発言であった。この協定書とは何か。福島県、大熊町、双葉町、環境省との下記の協定と推察できる。2015年2月25日から締結執行されている「中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書」である。協定書の第14条は（最終処分を完了するために必要な措置等）の条項である。その条項の4には、「4 丙（環境省）は、福島県民その他の国民の理解の下に、除去土壌等の再生利用の推進に努めるものとするが、再生利用先の確保が困難な場合は福島県外で最終処分を行うものとする。」と明記されている。

2015年の段階でも法的定義の不明確な「再生利用」という言葉を使用して、それとの関係で最終処分の進め方について協定を締結すること事態、大きな課題があるともいえる。その上、この文章で「再生利用先の確保が困難な場合は福島県外で最終処分を行う」とある。これは福島県内で再生利用を優先的に進め、それが難しかったら再生利用も含めた最終処分の場所を福島県外に求めるという趣旨に読み取れる。今回の省令案の内容で考えると、8000 Bq/kg を越えるものは再生利用できないので福島県外で最終処分とし、8000 Bq/kg 以下の場合は最終処分ではなく再生利用なので福島県内も含めて全国区域で処分するという趣旨と読み取れる。2015年の段階から、福島県内を含めた再生利用という処分が前提で除去土壌の実証試験、減容化も含めて、膨大な税金を投与して実施されてきたことになる。このような除去土壌の処分（仮に再生利用という概念を含めたとすれば、再生利用と埋立処分（最終処分と同等か?））の区分けをして、中間貯蔵施設の使用及び実証事業等が進められてきたことになる。中間貯蔵施設の地権者に対しての十分な説明もされず実施されてきた。以上の点から、今回の告示案は即刻取り下げ、国会での討議、及び福島県、双葉町、大熊町及び中間貯蔵施設の地権者への説明と討議を即刻実施すべきである。

## B. 「埋立」という言葉の二重使用と埋立土壌のトレーサビリーの不可能性

1. 第五十八条の四での**再生資材化の説明箇所**で使用される「埋立て」と、第五十八条の三で使用されている「埋立て処分」の相違は何か。下記が第五十八条の四の該当箇所である。

「法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の処分のうち復興再生利用（事故による災害からの復興に資することを目的として、**再生資材化**（除去土壌について、用途に応じた必要な処理をすることにより、盛土、埋立て又は充填の用に供する資材として利用することができる状態にする行為をいう。）した除去土壌を・・・」

四は、除去土壌の復興再生利用の規定であり、三は、除去土壌の最終処分としての埋立て処分と推察できる。環境省は処分の中に埋立処分と再生利用があると定義しているが、**再生利用の中に埋立てが入っていることは理解不能である。埋立てという処分行為は最終処分であり、再生利用には埋立てという行為は含まれないと理解する。**再生利用において、ある構造物の下に除去土壌を埋立てる行為を再生利用として含むということであれば、それは最終処分に相当することになり、**論理矛盾を含む。**このような**重要な言葉の二重使用**であるような政令案は**即刻取り下げるべき**である。埋立土壌での事故が起きた場合、**どのような対処をすべきかが不明確であり、混乱をきたすような省令は取り下げるべきである。**

2. 埋め立てられた再生土壌は、長期的には**再度掘り起こされ再利用される可能性のある土壌である。トレーサビリティの不能な土壌となる。**再生利用される土壌の長期的管理が不可能であり、即刻省令案は取り下げるべきである。8000 Bq/kg 以下だとしても、90 年で 1 / 8 であり、まだ被ばくの危険性の高い土壌である。最終処分ではなく、再生利用ということは、再度再生利用される可能性のある土壌であり、この土壌が全国で使用されているということは、全国の市町村で汚染土壌の長期的トレーサビリーコントロールシステムを維持しなければならない。**天変地異も含めて、異常気象で豪雨災害が頻発する日本全土でコントロールするとは不可能であり、かつ実効したとしても膨大な税金がかかることになる。**放射性物質管理の原点にもとづき、**除去土壌は集中管理すべきである。**即刻、この省令案は取り下げるべきである。

3. **飯舘村長泥地区の再生利用実証実験地 30ha の汚染土壌は永久的な埋立てとなる。**

再生利用実証地の飯舘村長泥地区の 30ha の農地の下には汚染土壌が 1m 以上の深さで埋立てされている。今回の省令案によれば、復興再生利用の対象地であり「埋立て再生利用処分」された土地となる。元の非汚染農地には永久にならない。実証実験であれば、実験終了後は元に復元することが常識であるが、この省令案が**実施されると永久に健全な農地への復元はなくなる。**この点に関して、**飯舘村民に十分な説明がされているとは思えない。**再生利用実証実験地の長期的な取り扱いを不問に付す可能性のある本省令案は**即刻撤回すべきである。**